

消安委第29号
令和4年3月24日

経済産業大臣 殿
消費者庁長官 殿

消費者安全調査委員会
委員長 中川 丈久
(公 印 省 略)

消費者安全法第33条の規定に基づく意見

標記について、消費者安全調査委員会は、ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故に関して行った、消費者安全法（平成21年法律第50号）第23条第1項の規定に基づく調査の結果を踏まえ、消費者安全確保の見地から、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくようよろしくお取り計らい願いたい。

記

ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故を防ぐには、マグネットセットが子どもの手に渡らない状況を作り出すことが必要であり、マグネットセットの製造、販売、輸入に対し、法規制を行うことが必要である。そのため、関係者は以下の取組を行うべきである。

1. 経済産業大臣への意見

(1) 法令による規制

マグネットセットが子どもの手に渡らないようにするため、ISO 8124-1 及び諸外国における規制と同等以上になるよう、対象年齢、大きさ、磁束指数等を基準とする法令による規制の検討を行うこと。

(2) インターネットモール事業者への協力の求め

法令による規制が行われる前においても、マグネットセットが子どもの手に渡らないようインターネットモール事業者に協力を求めること。

2. 消費者庁長官への意見

(1) 事故情報の収集

医療機関及び医師からの事故情報の収集体制の強化に努めること。

(2) 消費者への周知

マグネットセットを含む磁石製品の誤飲の危険性について、関係省庁とも連携し、消費者への周知を行うこと。